

事業者の皆様へ

令和3年5月及び6月に実施された緊急事態措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受けた事業者への支援について

国の月次支援金、福岡県中小企業者等月次支援金、大川市中小企業者等月次支援金といった支援があります。事業継続支援をご検討される方につきましては、各支援をWebにて検索していただき、詳しい申請内容等をご確認ください。

支援名称	給付、支給額	申請期間、方法、要件など	Web検索・相談窓口
 <p>経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry</p> <p>月次支援金</p>	<p>▶法人 上限額20万円／月</p> <p>▶個人事業者 上限額10万円／月</p>	<p><申請期間>5月分については8月15日まで、6月分については8月31日まで</p> <p><申請方法>電子申請</p> <p><主な申請要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ●2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること <p>※申請前に登録確認機関において事前確認を受ける必要があります</p>	<p>月次支援金ホームページへアクセス！</p> <p>🔍 月次支援金 検索</p> <p>月次支援金コールセンター</p> <p>☎ 0120-211-240</p> <p>[IP電話専用回線] 03-6629-0479</p> <p>受付時間 8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)</p>
 <p>福岡県</p> <p>福岡県中小企業者等月次支援金</p>	<p>①中小企業者等</p> <p>▶法人 上限額10万円／月</p> <p>▶個人事業者 上限額5万円／月</p> <p>②酒類販売事業者</p> <p>▶法人 70%以上減少 上限額40万円／月 50%以上70%未満減少 上限額20万円／月</p> <p>▶個人事業者 70%以上減少 上限額20万円／月 50%以上70%未満減少 上限額10万円／月</p>	<p><申請期間>8月31日まで</p> <p><申請方法>電子申請 郵送申請ご希望の方は、コールセンターにご相談ください</p> <p><主な申請要件></p> <p>①中小企業者等 飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少していること</p> <p>②酒類販売事業者 酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、5月又は6月の売上にかかる国の月次支援金の給付を受けていること</p>	<p>福岡県庁ホームページへアクセス！</p> <p>🔍 福岡県中小企業者等月次支援金 検索</p> <p>福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター (平日9:00～17:00)</p> <p>☎ 0120-876-866</p>
 <p>大川市</p> <p>大川市中小企業者等月次支援金</p>	<p>1事業者一律5万円</p> <p><u>※国の月次支援金又は福岡県中小企業者等月次支援金の5月分と6月分の両方を受給している方も5万円</u></p>	<p><申請期間>R3.6.28～R4.2.28(消印有効)</p> <p><申請方法>郵送又は持参</p> <p><必要書類>申請書、国又は県の月次支援金の給付通知書(写)など</p> <p><主な申請要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の月次支援金(5月分又は6月分)又は福岡県中小企業者等月次支援金(5月分又は6月分)の給付対象であること。 	<p>大川市ホームページへアクセス！</p> <p>🔍 大川市中小企業者等月次支援金 検索</p> <p>相談窓口 大川市役所インテリア課</p> <p>☎ 0944-85-5582</p>